

新市建設計画の変更について

1 新市建設計画とは

(1) 計画の趣旨

合併市町村のまちづくりを総合的、効果的に推進するために合併に際して合併協議会において策定する計画（合併市町村の総合計画的な役割を果たすもの。）

(2) 記載事項

- ① 合併市町村のまちづくりの基本方針
- ② 合併市町村（又は県）が実施するまちづくりの根幹となるべき事業
- ③ 公共的施設の統合整備に関する事項
- ④ 合併市町村の財政計画

(3) 計画の期間

◎平成17年10月～平成27年3月

(4) 財政措置（合併特例債）

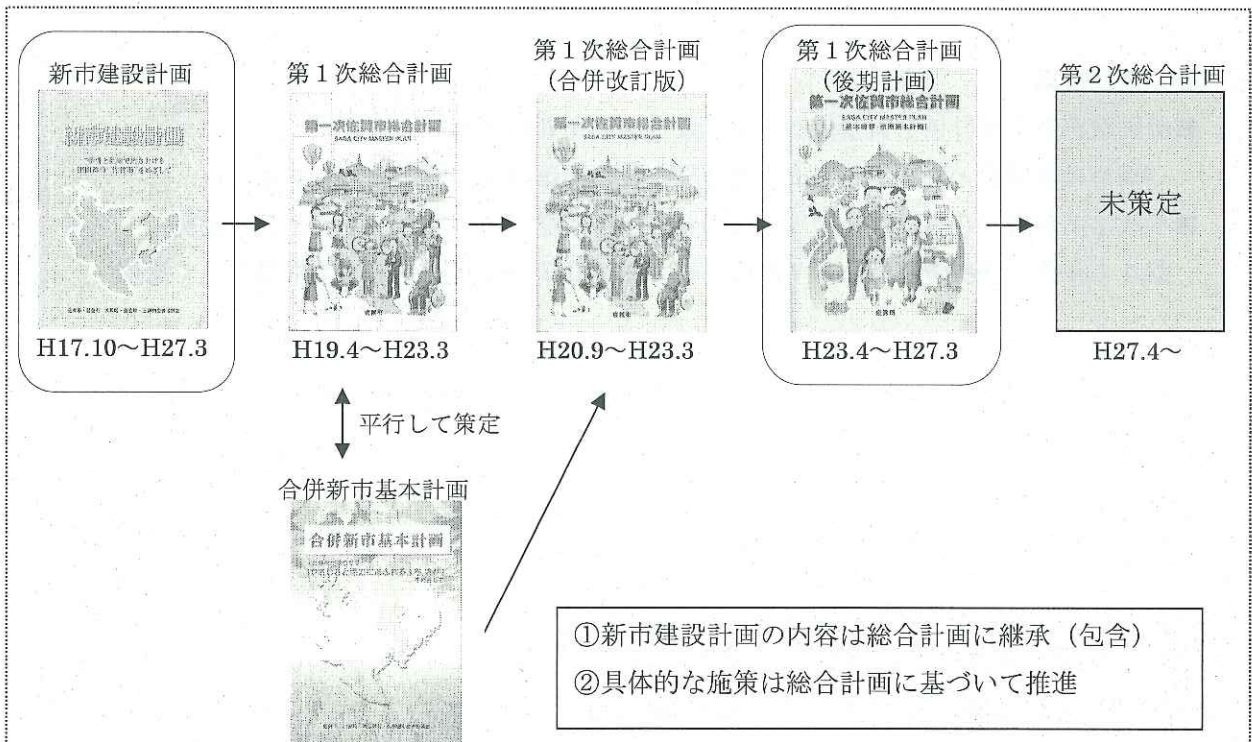
① 対象事業

- * 新市建設計画に基づく特に必要な事業
- * 上下水道事業、病院事業について、合併に伴い増額となる経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助
- * 地域振興等のために設けられる基金の造成（ソフト事業）

② 合併特例債の充当

* 対象事業については、合併特例債を充当（95%）することができ、その元利償還金の70%に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入される。

(5) その他の計画との関連性



2 諮問内容について

1 制度改正について

◎東日本大震災の影響を考慮して合併特例債等の発行期間を延長

- 東日本大震災により被災した合併市町村
 - ・合併の行われた日を含む年度及びこれに続く10年度 → 20年度
- 東日本大震災により被災していない合併市町村
 - ・合併の行われた日を含む年度及びこれに続く10年度 → 15年度

2 佐賀市の対応方針

- ①新市建設計画の期間を延長する。
- ②計画期間の延長にあわせて、財政計画のみを変更し、「経済社会フレーム」、「まちづくり構想」、「施策」、「重点プロジェクト」等の他の項目については現行計画のまま変更しない。

3 変更内容について

(1) 計画期間

【現】平成17年度～平成26年度 ➡ 【新】平成17年度～平成32年度

■制度改正により延長可能とされた期間内で最大限延長

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
建設計画	現行期間										延長期間						—	

(2) 財政計画

■計画策定時の推計値を実績値に修正し延長期間を新たに推計

(新市の実績値・計画値を、旧1市3町1村の標準財政規模で按分して算出)

■平成17年度から平成32年度までの合併特例債発行予定額を以下のとおり変更

◎414億円【現予定額207億円+拡大額207億円】 ➡ 発行上限額を全て活用

3 参考（平成19年合併市町の計画）

1 合併新市基本計画の変更について

（1）計画期間

合併新市基本計画

【現】平成19年度～平成28年度 ➡ 【新】平成19年度～平成34年度

■制度改正により延長可能とされた期間内で最大限延長

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
基本計画	—		現行期間										延長期間					

（2）財政計画

合併新市基本計画

■計画策定時の推計値を実績値に修正し延長期間を新たに推計

